

【代理人の方が申告書を提出する場合】

※郵送時は、写しを同封してください。

| 本人確認（ア、イのいずれかの組み合わせの書類をご用意ください。） | | | |
|----------------------------------|--|--|--|
| | 本人の番号確認 | 代理人の身元確認 | 代理権の確認 |
| ア | <p>【次の書類のうち<u>いずれか1つ</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人の個人番号カード（両面） ●通知カード （氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る） ●住民票記載事項証明書 （個人番号記載のもの） <p>※上記書類は写しでも可</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民票の写し （個人番号記載のもの） | <p><代理人が個人の場合></p> <p>【次の書類のうち<u>いずれか1つ</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●代理人の個人番号カード ●運転免許証 ●運転経歴証明書 ●税理士証票 ●パスポート ●住民基本台帳カード（顔写真付） ●身体障がい者手帳 ●精神障がい者保健福祉手帳 ●療育手帳 ●在留カード ●特別永住者証明書 ●戦傷病者手帳 ●その他写真付身分証明書等 （学生証や社員証等） <p><代理人が法人の場合></p> <p>【次のグループのうち<u>それぞれ1つ</u>】</p> <p>Aグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書 ●印鑑登録証明書 ●地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書※1 ●納税証明書 <p>Bグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社員証 ●法人の従業員である旨の証明書 | <p>【次の書類のうち<u>いずれか1つ</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●委任状【原本】 （任意代理の場合） ●税務代理権限証書 （代理人が税理士の場合） ●戸籍謄本 （法定代理人の場合） ●本人しか持ち得ない書類 （例：個人番号カード、健康保険証、身体障がい者手帳 等） <p>※なお、代理人が税理士の方である場合には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①税務代理権限証書 ②税理士証票 ③顧客のマイナンバーカードや通知カード （氏名、住所等の記載事項に変更がないもの又は正しく変更手続がとられているもの）の写しなど <p>により、本人確認を行います。</p> |
| | | <p><代理人が個人の場合></p> <p>【身分証明書(次の書類のうち<u>いずれか2つ</u>)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公的医療保険の被保険者証※2又は資格確認書 ●年金手帳 ●児童扶養手当証書 ●特別児童扶養手当証書 ●学生証（顔写真なし） ●身分証明書（顔写真なし） ●社員証（顔写真なし） ●資格証明書（顔写真なし） （生活保護受給者証や恩給証書等） ●納税証明書 ●印鑑登録証明書 ●納税通知書（国税、地方税） ●戸籍の附票の写し （謄本、抄本も可） ●住民票の写し ●住民記載事項証明書 ●母子健康手帳 ●特別徴収税額通知書 ●退職所得の特別徴収票 ●源泉徴収票 ●株式配当等の支払通知書 等 ●特定口座年間取引報告書 ●地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書※1 | |
| イ | | | |

※1 領収日付の押印又は発行年月日（提示時において6ヵ月以内のものに限る）及び個人の場合は、個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）、法人の場合は、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

※2 令和7年12月1日まで使用可能。ただし、有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限まで。